

令和6年度

包括外部監査結果報告書

「和歌山県立こころの医療センター及び
高等看護学院・なぎ看護学校に関する事務の執行について」

「災害医療対策事業、へき地医療対策事業に
関する事務の執行について」

概要版

令和7年3月

和歌山県包括外部監査人

公認会計士 谷口信介

1. 包括外部監査の概要

1.1 選定した特定の事件（テーマ）

和歌山県立こころの医療センター及び高等看護学院・なぎ看護学校に関する事務の執行について

1.2 特定の事件（テーマ）を選定した理由

和歌山県の医療政策は県民に健康面・経済面・社会面で多大な影響を与える。和歌山県は令和6年3月策定の第八次和歌山県保健医療計画において、「安全で質の高い医療を適切に受けられる、患者本位の医療提供体制の確立」を基本理念とし、患者本位の良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の構築を目指している。

和歌山県は医療に関連する公営企業として和歌山県立こころの医療センターを運営している。こころの医療センターは、和歌山県における精神科医療の中核病院として地域住民への貢献が不可欠な施設であり、持続可能な病院経営のためには中期経営計画に基づき経営の効率化等を進めることは重要である。しかし、その経営は地方公営企業法第17条の2に基づく一般会計からの繰入金による補てんをもって運営されているものの、なお、医業収支の状況は赤字であり、平成16年度においても包括外部監査の対象とされているが、現在も状況は好転していない。

また、和歌山県は県内の看護師の育成のため、高等看護学院・なぎ看護学校を運営しており、上述の保健医療計画によると、県内の看護師等学校養成所卒業生の県内就業率は78.2%（令和4年度実績）にとどまっており、和歌山県ナースセンターの令和4年度有効求人倍率が4.45倍程度で推移している状況においては、更なる人材の供給が望まれる。

こころの医療センターにおける決算によると、一般会計からの繰入金が毎年10億円程度発生しており、また、両看護学校に関しても、年間1億円程度の経費が予算計上されており、県財政に与える財務的な影響は無視できない。

以上のとおり、こころの医療センター、高等看護学院・なぎ看護学校における事務の執行について監査を行うことは有意義なものであり、令和6年度の包括外部監査のテーマとして選定することが相当であると判断した。

2. 監査の結果

1. 指摘・意見の概要について

<和歌山県立こころの医療センター>

| 監査分野 | 指摘意見の概要 |
|--------------|--|
| 出納管理 | <ul style="list-style-type: none"> 窓口収納現金の管理体制 |
| 未収金管理（利用者負担） | <ul style="list-style-type: none"> 回収不能未収金への対応 |
| 固定資産管理 | <ul style="list-style-type: none"> 固定資産の管理状況（シール管理、定期的な実査、所在する場所や管轄部署の管理） 固定資産台帳における土地の記載漏れ 有効性のある修繕計画の策定 |
| 会計基準適用 | <ul style="list-style-type: none"> 建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金への繰入金の収益化の適正性 減損損失の認識検討 |
| 事業 | <ul style="list-style-type: none"> 病床利用率の改善 個別施設計画における工事の進捗状況 中期経営計画策定における有効性（関係課の積極的関与、外部有識者からの意見聴取等） セグメント単位での経営成績の把握 財政的持続可能性を加味した事業計画の策定 一般会計からの繰入金の適正性 経営形態に関する在り方 |
| 人事管理 | <ul style="list-style-type: none"> 持続可能性を踏まえた人員配置の適正化 |
| リスク管理 | <ul style="list-style-type: none"> 電子カルテシステムにおけるパスワードの設定 |

<高等看護学院・なぎ看護学校>

| 監査分野 | 指摘意見の概要 |
|------|---|
| 備品管理 | <ul style="list-style-type: none"> 残置物への対応 |
| 事業 | <ul style="list-style-type: none"> 設備投資規模の適正性 授業料算定の適正性 個別施設計画の工事未消化分の取り扱い 人口減少に伴う学校の在り方 定員数確保に向けた社会人枠の設定 三重県南部との連携 |

2 主な指摘・意見

| 指摘・意見の区分 | 監査分野 | 指摘・意見の内容 |
|----------|------|---|
| 意見 | 事業 | <p><病床利用率の改善></p> <p>現在、こころの医療センターでは5病棟計248床で運営しているが、令和5年度の病床利用率はいずれの病棟もおよそ50%～65%に留まっている。厚生労働省が公表する病院報告によると令和5年の精神病床の病床利用率平均は81.6%であり、こころの医療センターはその平均値を大きく下回る状況である。当該状況について担当者にヒアリングしたところ、病床利用</p> |

| | | |
|----|----|---|
| | | <p>率改善のため医療需要を鑑みた病床機能の再編を視野には入れているものの、患者が入院している状況での再編は精神病床という性質上難しいとの回答であった。</p> <p>病床利用率の低下は収益性の低下から病院経営の悪化に繋がることを踏まえると、病床利用率を改善させる策を練ることは重要であるとする。長期的な視点での病院のダウンサイジングや地域の医療ニーズにマッチした機能への転換（病床機能の再編）を行うなど病床利用率の改善に努めることが望ましい。</p> |
| 意見 | 事業 | <p>＜個別施設計画における工事の進捗状況＞</p> <p>こころの医療センターでは個別施設計画を策定し、耐用年数が到来する固定資産に係る取替や修繕等の工事を年度ごとに集計し、管理している。本監査にあたり、個別施設計画の確認を行ったところ、計画上実施予定であった工事の未消化分が過去から雪だるま式に積み上がっている状況であることが分かった。</p> <p>工事の未消化額をこころの医療センターとして把握できていることは、将来支出する投資額を把握する観点から有意義なことであるが、工事未消化分の対応方針を検討しなければ、老朽化が進んでいくこともまた事実である。</p> <p>県全体として和歌山県立こころの医療センター個別施設計画の工事未消化分に係る対応方針について早急に検討することが望ましい。</p> |
| 指摘 | 事業 | <p>＜中期経営計画における有効性（各数値の前提の記載）＞</p> <p>中期経営計画では、経営指標（経常収支率、医業収支率等）及び医療に係る需要動向（外来延患者数、病床利用率等）、並びに収支計画について記載している。当該指標や計画の策定にあたっては、職員数や病床数等のような前提をもとに算定するかが重要となるが、当該前提に関して記載されていない。</p> <p>各数値に対する前提の記載は前期計画や他団体との比較や計画の実現可能性等について検証するにあたり重要であり、中期経営計画中において記載すべきである。</p> |
| 意見 | 事業 | <p>＜中期経営計画における有効性（取組と目標の整合性等）＞</p> <p>中期経営計画では、「具体的な取組」として病院機能強化の取組や経営改善の取組が記載されている一方、各取組に対する数値目標や実現時期は言及されていない。</p> <p>また、「業務目標及び実効性の確保」として一般的な経営指標や需要動向に対する業務目標は掲げられているものの、「具体的な取組」との関連性・整合性は明確ではない。</p> <p>次期中期経営計画の策定にあたっては、各取組に対しては数値目標や実現時期について記載するとともに、「業務目標及び実効性の確保」に記載の経営指標等と齟齬がないよう留意することが望ましい。</p> |

| | | |
|----|----|--|
| 意見 | 事業 | <p><中期経営計画における有効性（PDCA サイクル）></p> <p>こころの医療センターでは、毎年、数値目標について中期経営計画の進捗状況振り返りを行っているが、複数年に渡る実績値と目標値の大幅な乖離の分析が行われていない等、適切にPDCAサイクルを回すことができていないと想定されるものが散見された。下記の4点について数値目標の見直しを検討することが望ましい。</p> <p>① 訪問看護回数 目標件数が毎年4,050件であるのに対し、実績値は毎年3,000件ほどと目標値と実績値に毎年大きな乖離が生じている。目標自体の設定が適切であるかの検証が必要であると考え。</p> <p>② デイケア利用人数 目標件数が毎年4,000件であるのに対し、実績値は毎年2,500件ほどと目標値と実績値に毎年大きな乖離が生じている。目標自体の設定が適切であるかの検証が必要であると考え。</p> <p>③ こころの相談（心理療法） 令和5年度より心理職員が1名から2名に増員され、実行にあたっての前提に変化が生じているため、目標値を見直すことが適切であると考え。</p> <p>④ 訪問診療 目標達成には単純計算で対象患者3名増を要す状況であるが、実際にその見込みがあるのかを検討し、難しい場合は目標値を見直すことが適切であると考え。</p> |
| 意見 | 事業 | <p><中期経営計画における有効性（関係課の積極的関与）></p> <p>こころの医療センターでは、中期経営計画策定時に経営改善委員会ワーキンググループを構成し、本庁からも医務課や障害福祉課が参画している。</p> <p>しかし、中期経営計画の実行にあたっての予実分析等年度毎の振り返りに関しては、こころの医療センターの担当課長が作成した資料を院内回付する状況に留まり、本庁関係課が関与することはない。</p> <p>本庁に対しても年度毎の振り返りを共有することで、病院外の立場から県の政策としての進捗管理も可能となり、病院の経営管理体制の強化に繋がると考えられる。</p> <p>したがって、中期経営計画の策定以降においても、医務課など本庁関係課の積極的な関与が行われることが望ましい。</p> |
| 意見 | 事業 | <p><中期経営計画における有効性（外部有識者からの意見聴取）></p> <p>></p> <p>第4次中期経営計画（平成29年度から令和3年度）から現行の</p> |

| | | |
|----|------|--|
| | | <p>第5次中期経営計画（令和4年度から令和8年度）へ見直すにあたり、外部有識者からの助言や計画に対する実績の振り返り状況について事務局に確認した。これに対し、特段外部からの意見は入手しておらず、また振り返り状況について報告書等の形式でとりまとめは行われていなかった。</p> <p>中期経営計画は病院の経営方針そのものであり、客観的立場からの意見を踏まえてより実現可能性と実効性のある計画とすべきであり、その前提として過去の実績を振り返ることは欠かせない。今後、中期経営計画の進捗については都度管理し、次期計画の策定にあたっては必ず現行計画を振り返るとともに、外部有識者からの意見聴取も検討することが望ましい。</p> |
| 意見 | 事業 | <p><セグメント単位での経営成績の把握></p> <p>こころの医療センターでは病棟ごとに機能が分かれ、業務部門も診療部・リハビリテーション部等に分かれる一方、損益管理の単位は病院で一括りとなっている。</p> <p>こころの医療センターでは今後、児童・思春期病床の設置といった新規事業の他、訪問看護回数・外来患者数を増加させ、入院患者数の減少を補うことが中期経営計画から読み取れる。一方、現状の損益管理ではどの分野でどの程度改善しなければならないのかが読み取れず、各種取組が経営改善にどのように貢献するかが読み取れない。</p> <p>したがって、病院全体の経営成績だけでなく、病院の事業あるいは病棟といった単位の経営成績の把握についても行うことを検討することが望ましい。</p> |
| 意見 | 人事管理 | <p><持続可能性を踏まえた人員配置の適正化></p> <p>医業収益に対する職員給与費の割合（職員給与費÷医業収益×100）について、総務省公表の経営比較分析表によると和歌山県立こころの医療センターにおける令和4年度実績は103.4%と類似区分（地方独立行政法人、指定管理を含む）の全国平均（84.0%）を大きく上回っている。100%を上回ると必然的に医業利益が赤字となり、一般会計からの繰入に頼らざるを得ない状況となる。公立の精神単科病院として財政持続可能性の観点から職員給与費マネジメントの重要性は高く、中でも看護師の職員給与費はその7割を占めており、影響が大きい。その要因として①看護師数の多さ及び②看護職の平均年齢の高さが考えられる。具体的には、以下のとおりである。</p> <p>①夜勤及び準夜勤における看護師の必要配置数により日勤の看護師数が過大となっている。和歌山県立こころの医療センターは、精神一般病棟としての15対1の看護師の配置基準で届出</p> |

| | | |
|----|----|---|
| | | <p>を行っているが、シフト表の日勤の看護師数と実際の入院患者数を勘案すると単純計算で凡そ1名の看護師で3名の患者に対応している状況である。</p> <p>②令和6年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算実施計画に基づくと、看護職員に適用される医療職(3)の令和5年10月1日現在の平均年齢は47.2歳である。</p> <p>職員給与費マネジメントを行うにあたっては、診療報酬の施設基準(15対1)を大きく上回る人員配置(3対1程度)の必要性及び仕事をどのような資格者で分担するのかという職務分掌の考え方を再検討することが改善にあたってのベースになると考えられる。例えば、他府県でも導入実績のある准看護師、看護助手の採用及びタスクシフト、夜勤専従者の導入及び既存職員の夜勤専従者への配置転換、さらに看護職採用の人数や時期、回数の見直しがその具体的な改善策として考えられるが、いずれも和歌山県立こころの医療センターだけでなく、関係課を交えて検討すべき課題である。</p> <p>当該課題は和歌山県立こころの医療センターの財政的持続可能性に関する重要な論点であり、上述の改善策の検討については人員配置の適正化に向けた議論を始めることが望ましい。</p> |
| 意見 | 事業 | <p><授業料算定の適正性></p> <p>高等看護学院・なぎ看護学校の授業料は、和歌山県使用料及び手数料条例で定められた年額118,800円に、空気調整設備使用料として年額1,800円を加算した、年額120,600円とされている。</p> <p>県立学校授業料は授業を受ける者がその便益を受けた対価として支払うものであり、その金額は学校運営により発生するコスト(人件費・光熱水費等)と、学校設置の目的や近隣の類似施設の状況等を総合的に勘案して決定されるべきである。</p> <p>一方、和歌山県使用料及び手数料条例で定められた高等看護学院・なぎ看護学校授業料(年額118,800円)は県立高等学校授業料と同額となっており、平成20年度に県立高等学校授業料改正(年額115,200円から年額118,800円に改正)と連動した改正が行われて以降、高等看護学院・なぎ看護学校授業料は据置きとなっている。</p> <p>高等看護学院・なぎ看護学校授業料は、学校設置目的等が異なる県立高等学校の授業料と同額とする根拠はなく、また県内外の公立看護師養成所では、高等看護学院・なぎ看護学校より高い授業料を設定しているところもある。</p> <p>近年の物価高騰や人件費の上昇など、社会経済情勢が変化して</p> |

| | | |
|----|----|--|
| | | <p>いることを踏まえ、改めて学校運営により発生するコスト積算を実施した上で、県立看護学校の設置目的や近隣の類似施設の状況等を総合的に勘案した適正な高等看護学院・なぎ看護学校授業料の算定を実施することが望ましい。</p> |
| 意見 | 事業 | <p><三重県南部との連携></p> <p>なぎ看護学校が位置する新宮市は、三重県に隣接していることや病院数が比較的多い和歌山市周辺から離れていることなどから、実習施設を一部三重県の病院に依頼する状況が続いている。その結果、卒業生の一部が実習施設である三重県南部の病院に就職する状況が続いている。</p> <p>実際新宮市は三重県南部との患者の流入が多いことから、地域医療という観点から考えると特段問題ないように考えられるが、県内で看護職として医療に貢献する、県の看護人材育成を推進するという観点から考えると県立の看護学校という趣旨に則していないように見受けられる。</p> <p>現在、なぎ看護学校の学生のうち2、3割は三重県南部から通学しており、最終的に三重県南部の病院に就職することも想定される。三重県南部との連携については地域医療の観点から必要であると考えるが、一方で県立看護学校の設置目的に鑑み、県の看護人材を充実させるための仕組みを検討することが望ましい。</p> |

1. 包括外部監査の概要

1.1 選定した特定の事件（テーマ）

災害医療対策事業、へき地医療対策事業に関する事務の執行について

1.2 特定の事件（テーマ）を選定した理由

和歌山県の医療政策は県民に健康面・経済面・社会面で多大な影響を与える。和歌山県は令和6年3月策定の第八次和歌山県保健医療計画において、「安全で質の高い医療を適切に受けられる、患者本位の医療提供体制の確立」を基本理念とし、患者本位の良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の構築を目指している。

令和6年元日に発生した石川県能登半島地震では、半島における救助の困難さが浮き彫りになった。石川県と同様に半島に位置する和歌山県は、今後30年以内に南海トラフにおいて、マグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率が70～80%（令和6年1月1日現在）とされており（和歌山県ホームページ）、大規模地震等の災害に備え、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供することのできる体制を確立することは大変重要であると考えます。

また、和歌山県は山村の過疎地域を中心に交通条件や医療機関の経営維持が困難などの事情により医療の確保が困難な地域を有する。このような地域においてもユニバーサルサービスとしての公的保健医療を提供することは重要である一方、人口減少社会においては限られた財源でどの程度の住民サービスを提供できるかという論点も存在する。

以上から、和歌山県において特色のある、災害医療対策事業・へき地医療対策事業に関する事務の執行について監査を行うことは有意義であり、令和6年度の包括外部監査のテーマとして選定することが相当であると判断した。

2. 監査の結果

1. 指摘・意見の概要について

<災害医療対策>

| 監査分野 | 指摘意見の概要 |
|------|--|
| 事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 内陸部における災害医療の在り方 ・ 業務継続計画の策定 |

<へき地医療対策>

| 監査分野 | 指摘意見の概要 |
|------|--|
| 事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ へき地医療の在り方 ・ 遠隔医療支援システムの利用促進 ・ へき地医療を支える医療従事者確保 |

2 主な指摘・意見

| 指摘・意見の区分 | 監査分野 | 指摘・意見の内容 |
|----------|------|---|
| 意見 | 事業 | <p><内陸部における災害医療の在り方></p> <p>和歌山県では災害拠点病院を 10 箇所、また災害支援病院を 13 箇所指定している。紀中や紀南の保健医療圏では、沿岸部から内陸部までが対象地域となっているが、指定病院は沿岸部に偏っている。保健医療計画では指定病院を中心に災害医療のあり方について検討がなされているが、紀中や紀南等の内陸部での災害医療のあり方については具体的に言及されていない。</p> <p>実際、沿岸部に人口が集中していることや立地の問題から指定病院が沿岸部に偏ることはやむを得ないが、内陸部の災害医療のあり方については、発災時における対応策の有効性を高めるためにも、先般の能登半島地震における取組みや課題を踏まえて検討を続けることが望ましい。</p> |
| 意見 | 事業 | <p><へき地医療の在り方></p> <p>和歌山県におけるへき地診療所は令和 6 年 12 月時点で 31 カ所存在し、そのほとんどが市町村によって運営されている。</p> <p>へき地医療を取り巻く環境は、人口減少・高齢化や医療従事者の不足・偏在など複合的な課題を抱えており、市町村が運営するへき地診療所においても、安定的な医療提供体制の確保や財政負担の軽減、経営基盤の強化は喫緊の課題である。これらの課題に対応し、将来にわたって持続的なへき地医療を実現するためには、経営形態の見直しや多様な運営手法の活用といった観点から検討を進める必要がある。</p> <p>これらの取組みを通じて、市町村における負担を軽減しながらへき地医療の継続・強化を図るとともに、今後の更なる人口減少・高齢化に伴う医療需要の変化を見据え、長期的な視点でのへき地医療の在り方も合わせて検討することが望ましい。</p> |